

運 営 規 程

医療法人 晴生会

介護老人保健施設 葵の園・水戸中央

介護老人保健施設「葵の園・水戸中央」運営規程

第1章 事業の目的及び運営方針

(趣旨)

第1条 (1) この運営規程は、医療法人「晴生会」の開設する介護老人保健施設「葵の園・水戸中央」(以下、「施設」という。)が介護保険法に基づく介護保険施設サービス、及び指定通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、指定短期入所療養介護、介護予防短期療養介護のサービスを提供するに当たり、「指定居住サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年3月31日厚生省令第37号)第8章及び第10章に定める規定並びに「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」(平成11年3月31日厚生省令第40号)「指定介護予防サービス等の事業の人員・設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」の規定によるもののほか、運営に関する規定を定め、もって事業の適正運営を図るものとする。

(2) 施設の所在地及び名称は下記の通りとする。

- ア 施設名 医療法人晴生会 介護老人保健施設 葵の園・水戸中央
- イ 開設年月日 令和4年2月1日
- ウ 所在地 茨城県水戸市米沢町608番地1
- エ 電話番号 029-277-8080 FAX 029-277-8081
- オ 管理者名 関 正純
- カ 介護保険指定番号 0850180142

(事業の目的)

第2条 加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要支援、経過的要介護状態等となり介護、機能訓練並びに看護及び医療を要する者等について、これらの者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護保険施設サービス、指定通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、指定短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護のサービスを提供し、もって保険医療の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 各サービス事業の運営方針は、次のとおりとする。

(1) 介護保険施設サービス

- 一 施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活の世話を行なうことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることとともにその者の居宅における生活への復帰を目指すものとする。
- 二 入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立ってサービスの

提供に努めるものとする。

三 明るく家庭的な雰囲気を重視し、利用者様が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努めるとともに、地域や家庭との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、及び他の介護保険施設、保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(2) 指定通所リハビリテーション

利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。

(3) 介護予防通所リハビリテーション

利用者が要支援1、2の状態になった場合においても、その人の生活・人生を尊重し、生活機能の維持・向上を積極的に図り、できる限り自立した生活を送れるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の自立支援を図るものとする。

(4) 指定短期入所療養介護

利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

(5) 介護予防短期入所療養介護

利用者が要支援1、2の状態になった場合においても、その人の生活・人生を尊重し、生活機能の維持・向上を積極的に図り、できる限り自立した生活を送れるよう、介護、医学的管理の下における支援及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活の世話をを行うことにより療養生活の質の向上・自立支援及び利用者や家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

第2章 従業員の職種、員数及び職務の内容等

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 各サービス事業の職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

職 種	介護保険施設サービス短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護		通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション		職 務	備考 (兼務等の状況)
	常 勤	非常勤	常 勤	非常勤		
管 理 者 (施設長)	人 1	人	人	人	施設、職員及び業務の管理	医師を兼務

医 師	1 (兼務)		1 (兼務)		利用者の健康管理	
薬 剤 師		1			薬剤管理	
看護職員	34 以上 看護は 2/7 程度 介護は 5/7 程度 1 以上		3 以上		利用者の看護	
介護職員					利用者の介護	
理学療法士 作業療法士					機能回復訓練の 実施	
言語聴覚士						
支援相談員	2		1		利用家族の 相談援助	
管 理 栄 養 士	1 (兼 務)		1 (兼 務)		利用者様の栄養管 理	
介護支援 専門員	1				ケアプラン策定・ 評価	
調理員等	10				厨房管理 食事提供	
事務職員	4				事務全般	
その他職員	5				営繕、清掃等	

[非常勤の員数は、常勤換算後の員数で記入]

第 3 章 利用定員

(定員)

第 5 条 各サービス事業の定員は、次のとおりとする。

- (1) 介護保険施設サービス 100 名
(指定短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護(空床利用)含む)
- (2) 指定通所リハビリテーション 30 名
(介護予防通所リハビリテーション含む)

第 4 章 サービスの内容及び利用料その他の費用の額

(内容及び手続きの説明及び同意)

第 6 条 施設は、サービスの提供の開始に際して、利用申込者またはその家族に対して、運営規程の概要、従事者の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書(利用約款)を交付して十分な説明を行い、同意を得るものとする。

(サービスの内容)

第 7 条 各サービスの事業内容は、次のとおりとする。

- (1) 介護保険施設サービス
 - 一 医療・看護・介護の各サービス
 - 二 入 浴

- 三 機能訓練
- 四 食事および栄養マネジメント
- 五 相談援助（入所者及び家族への助言援助）
- 六 レクリエーション、家族との交流
- (2) 指定短期入所療養介護および介護予防短期入所療養介護
前号に定めるサービス及び送迎サービス
- (3) 指定通所リハビリテーションおよび介護予防通所リハビリテーション
 - 一 医療・看護・介護の各サービス
 - 二 入 浴
 - 三 機能訓練
 - 四 食事および栄養マネジメント
 - 五 相談援助（入所者及び家族への助言援助）
 - 六 送迎サービス
 - 七 口腔ケア

（利用料その他の費用）

第8条 各サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

- 2. 法定代理受領に該当しないサービスを提供した場合に入所者から支払を受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。
- 3. 前2項のほか、利用者が負担することが適当と認められる費用は、別途、定める通りとする。
- 4. サービスの提供に当たっては、利用者又はその家族に対してサービスの内容・費用について事前に文書で説明した上で、支払いの同意を得る旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

（食事の提供）

第9条 食事の時間は、おおむね以下のとおりとする。

- 一 朝食 7時30分～8時00分
- 二 昼食 11時30分～12時00分
- 三 夕食 17時30分～18時00分

第5章 営業日及び営業時間

（指定通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの営業日及び営業時間）

第10条 指定通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。
ただし、年末年始は除く。
- (2) 営業時間 午前9時30分より午後3時30分までとする。（送迎時間は除く）
ただし、利用者が希望し管理者が必要と認めた場合は、この限りではない。

第6章 送迎及び事業の実施地域

(通常の送迎の実施地域等)

第11条 (介護予防) 指定短期入所療養介護及び (介護予防) 指定通所リハビリテーションにおける通常の事業の実施地域は水戸市とし、周辺市町については一部地域 (概ね 30Km 圏内) とする。

第7章 サービス利用に当たっての留意事項

(入退所の基準)

第12条 介護老人保健施設

(1) 入所

1. 状態及び病状に照らし施設療養の提供が必要であると認められる入所申し込み者を施設に入所させるものとする。
2. 施設は入所申し込み者が必要とする介護の程度が重いことをもって入所を拒んではならない。
3. 施設は、入所申し込み者の入所に際しては、その者の病歴、家族状況などの把握に努めなければならない。
4. 施設は、入所申し込み者の病状が重いため施設への入所が不適當であると認めた場合には、適切な病院又は診療所を紹介しなければならない。
5. 施設は、新たに入所した入所者に対し、日課及び施設内の生活について説明し、不安を取り除くように努めなければならない。
6. 施設は、入所者の身体の状態及び病状に照らし、定期に入所の継続の要否を判定しなければならない。

(2) 退所

1. 利用者及び代理人は、当施設に対し契約終了希望日の7日前までに文書で通知することにより、本契約に基づく入所利用を解約・終了することができる。
2. 次の事由に該当した場合、当施設は、利用者及び代理人に対し、この契約を解約・終了することができる。
 - ①利用者が、サービス利用料金の支払いを正当な理由なく 30 日以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず 30 日以内に支払われない場合。
 - ②利用者またはその家族等が、当施設や施設従業者または他の利用者に対して、本約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合
 - ③天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない事由により当施設を利用させる事ができない場合
 - ④当施設において実施される入所継続判定会議において、退所し居宅において生活ができると判断された場合
 - ⑤利用者が要介護認定の更新で非該当(自立)又は要支援と認定された場合
3. 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了する。
 - ①利用者が、他の介護保険施設に入所した場合
 - ②利用者が、他の医療機関等に入院した場合
 - ③利用者が、お亡くなりになった場合

4. 施設は、入所者の退所に際しては本人又はその家族等に対する適切な指導・助言を行うとともに、退所後の担当医師に対する情報提供、通所リハビリによるサービスの提供及び介護保険サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

第 13 条 短期療養入所介護

(1) 入所

1. 入院の必要のない程度の要介護者を対象とし、利用者の心身の状況により、もしくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者家族の身体的・精神的な負担の軽減等を図るため、一時的に入所して、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、短期療養入所介護を提供する。
2. 居宅支援事業所等との緊密な連携により、短期療養入所介護サービスの提供の開始前から終了後に至るまで、利用者が保険医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努める。

(2) 退所

以下の事由に該当する場合、サービスを中止し、退所の判断を行う。

- ①契約者等が中途退所を希望した場合
- ②入所中の体調の変化により、病院受診又は治療が必要と認められる場合
- ③他の利用者様の生命又は健康に重大な影響を与える行為があった場合
- ④注意、指導をしたにもかかわらず、第 17 条に規定される禁止行為を続けた場合

(日課の励行)

第 14 条 利用者は、施設の日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めるものとする。

(外出・外泊)

第 15 条 利用者は、外出・外泊を希望する場合は、所定の手続きにより施設に届け出るものとする。

(衛生保持)

第 16 条 利用者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために施設に協力するものとする。

(施設利用にあたっての留意事項)

第 17 条 利用者は、施設で次の行為をしてはならない。

- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- 二 けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑をかけること。
- 三 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- 四 指定した場所以外で火気を用いること。
- 五 故意に施設もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。

第 8 章 その他運営に関する重要事項

(身体拘束の廃止)

第 18 条 当施設は、原則として利用者様に対し、身体的拘束を廃止する。ただし、当該入所者（利用者）又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体を保護するため、切迫性、非代替性、一時性の観点から緊急やむを得ないと判断される場合、利用者様及びそのご家族の同意のもと、当施設の医師がその態様及び時間、その際の利用者様の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記録する。

（虐待防止）

第 19 条 当施設では、高齢者虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応に努め、高齢者虐待に該当する次の行為のいずれも行わない。

（１）身体的虐待

利用者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴力を加えること。また正当な理由もなく身体を拘束すること

（２）介護・世話の放棄放任

意図的、結果的であるかを問わず、行うべきサービス提供を放棄または放任し、利用者の生活環境や、身体・精神状態を悪化させること。

（３）心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、または著しく拒絶的な対応、その他の利用者に心理的外傷を与える言動を行うこと

（４）性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること、または利用者にわいせつな行為をさせること

（５）経済的虐待

契約者の同意なしに金銭を使用する、または契約者が希望する金銭の使用を理由なく制限すること

（褥瘡対策等）

第 20 条 当施設は、利用者様に対し良質なサービスを提供する取り組みの 1 つとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定めその発生を防止するための体制を整備する。

（苦情処理）

第 21 条 1. 利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置するなど必要な措置を講じるものとする。

2. 提供するサービスに関して市町村からの文書の提出・掲示を求め、または市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。市町村からの指導または助言を得た場合は、それに従い必要な改善を行うものとする。

3. サービスに関する入所者からの苦情に関して、茨城県国民健康保険団体連合会の調査に協力すると共に、指導または助言を得た場合は、それに従い必要な改善を行うものとする。（別紙 1、別紙 2 参照）

(衛生管理)

第 22 条 利用者様の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2. 感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
3. 厨房内にあっては、委託給食業者と連携し、勤務する職員や厨房内各機材の衛生管理を適切に行う。
4. 定期的に害虫（鼠）駆除を行う。

(非常災害対策)

第 23 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防防災計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して、非常災害対策を行う。

2. 防火管理者には事業所管理者又はその指名する者を充てる。火元責任者には事業所職員を充てる。
3. 非常災害設備は常に有効に保持する。このため必要な法定点検を着実に実施する。
4. 通報、消火、避難の各訓練については、年 2 回以上実施し、内 1 回以上は夜間又は夜間を想定した訓練を行うものとする。

(秘密保持)

第 24 条 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規程に反した場合は、違約金を求めるものとする。

居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文章により同意を得るものとする。

(業務継続計画)

第 25 条 感染症や非常災害の発生時において利用者に対しサービス提供を継続的に実施するための計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画「業務継続計画」策定し、必要な措置を講じる。

- (1) 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を策定する
- (2) 感染症及び災害に係る計画の具体的内容を従業員に周知するとともに、平時及び緊急時の理解の励行を行うための従業者に対する研修を入職時及び年 2 回以上開催し、訓練を年 2 回以上実施する。
- (3) 業務継続計画において定期的な見直しを行い、必要に応じ変更を行う。

(協力病院)

第 26 条 協力病院は、次のとおりとする。

一 協力病院名	医療法人清真会 丹野病院
診療科目	内科/循環器科/小児科/外科/整形外科/泌尿器科/放射線科 他
所在地	茨城県水戸市酒門町仲田 4887

二 協力病院名 医療法人 青燈会 小豆畑病院
診療科目 内科、外科、リハビリテーション科、他
所在地 茨城県那珂市菅谷 605

三 協力歯科医療機関名 医療法人社団陵栄会 水戸デンタルクリニック
所在地 茨城県水戸市中央 2-7-41 サンバレー MIT0103 号室

(事故発生の防止及び緊急時の対応)

第 27 条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生しえた場合、当施設は、利用者様に対して必要な措置を行う。

2. 利用者様に対し施設医師の医学的な判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関を紹介する。

3. 入所利用中に利用者様の心身の状態が急変した場合、必要な措置を講ずると同時に当施設は利用者及び代理人が指定する者に対し、緊急に連絡する。

(記録)

第 28 条 利用者の介護保険施設サービス・通所リハビリテーション（予防）

短期入所療養介護（予防）の提供に関する記録は利用開始日より 5 年間保管する。利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、所定の用紙に記載し開示請求をして下さい。但し、利用者の代理人に対しては利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応ずる。

(賠償責任)

第 29 条 介護保険サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって利用者が損害を被った場合、当施設は利用者に対して、損害を賠償する事とする。

利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び代理人は連帯して当施設に対してその損害を賠償することとする。

(職員の服務規律)

第 30 条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の命令に従い、事故の職務に専念する。服務にあたっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意する。

2. 利用者様に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。

3. 常に健康に留意し、明朗な態度を維持すること。

4. お互いに協力し合い、利用者様ファーストを第一義としつつ、能率の向上に努めること。

(職員の質の確保)

第 31 条 施設職員の資質向上のため、その研修の機会を確保する。

(職員の健康管理)

第 32 条 職員は、施設が行う年 1 回の健康診断を受診すること。夜勤者にあつては、年 2 回の健康診断を受診すること。

(会計の区分)

第 33 条 各サービス事業の会計区分は、その事業ごとの会計区分とする。

(その他)

第 34 条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人「晴生会」と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

本規定は、令和 4 年 2 月 1 日より施行する。

本規定は、令和 5 年 7 月 12 日に改正する。

本規定は、令和 8 年 6 月 1 日に改正する。